

## 東日本大震災に係る海洋環境モニタリング調査について

# 東日本大震災に係る海洋環境モニタリング調査

東日本大震災に係る海洋環境モニタリング調査については、放射性物質と化学物質を一体的に評価することとしており、「東日本大震災に係る海洋環境モニタリング調査検討会」において結果の評価等が行われてきたところ。

当該調査については、目的の改正が行われ、令和7年度末をもって化学物質の調査を終了し、放射性物質のみ調査を継続することとなった。

そのため、令和8年度以降の当該事業に係る評価体制の見直しが必要となっている。

## 1. 事業内容・実施根拠(R7まで)

総合モニタリング計画に基づき、震災に起因する油等の流出及び福島第一原子力発電所から放出された放射性物質による海洋環境の汚染状況を把握する。

## 2. モニタリングの実施地点・調査対象

### ①調査測点

浸水面積が広大であった地点の海域、又は、石油タンクの流出、有害物質の流出、放射性物質による汚染のおそれがある海域について実施。

### ②分析項目

#### ●化学物質調査(海水及び海底土)

ダイオキシン類、油、PCB、臭素系難燃剤、有機フッ素化合物等

#### ●放射性物質調査

・海水:Cs-134、Cs-137

・海底土: Cs-134、Cs-137

